



Schweizerische Eidgenossenschaft
Confédération suisse
Confederazione Svizzera
Confederaziun svizra

Embassy of Switzerland in Japan

2013年10月18日よりシェンゲン領域（スイス）内での滞在期間の規定が変更されます。

従来は、「最初の入国日から6か月のうち最大3ヶ月間」とされておりましたが、2013年10月18日より「あらゆる180日の期間内で最大90日間」と規定が変更されます。

この変更により過去180日以内の滞在日数はすべて滞在として算入される事となります。

例)

1日滞在 → 90日間出国 → 89日間滞在 → 1日出国 → 2日後に入国した場合

従来の規定 3度目の入国日から90日間滞在可能

2013年10月18日からの規定 3度目の入国日の1日のみ滞在可能

新しい規定が適用される2013年10月18日の時点で、その日から遡って180日の期間内に90日を超える滞在をされている場合は、2013年10月17日までにシェンゲン領域（スイス）外へ出国しなければ、不法滞在与みなされます。

例)

1度目の入国/滞在 2013年2月1日から25日間 →

2度目の入国/滞在 2013年3月25日から35日間 →

3度目の入国/滞在 2013年6月1日から30日間 →

4度目の入国/滞在を2013年8月1日から開始した場合

従来の規定 2013年8月1日から最大90日間まで滞在が可能

2013年10月18日からの規定 2013年10月17日までに出国が必要